

協議事項30

学校園における熱中症対策について

学校園における熱中症対策について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和5年9月12日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

令和5年9月12日

健康教育課

学校園における熱中症対策について

1. 熱中症対策の周知等

有識者の監修により作成した「熱中症対策ガイドライン（令和5年度版）」を周知するとともに、適時、熱中症対策の徹底について学校園に通知等を行っている。

通知日	主な内容等
5月31日	【熱中症対策ガイドライン（令和5年度版）について】
6月22日	【熱中症予防リーフレット（市民向け）の送付について】 ・熱中症の疑いがある場合に、躊躇せず救急車を呼ぶこと等
6月28日	【夏季におけるスポーツ活動・部活動指導について】 ・暑熱順化への配慮等
7月11日	【熱中症警戒アラートの発表について】 ・今年度初めて兵庫県に発表されたことに伴う注意喚起
7月14日	【熱中症予防の取り組み（教育委員会だより）】 ・各家庭でも気をつけていただくよう啓発
7月31日	【熱中症対策の徹底について】
8月2日	【部活動における熱中症対策の徹底について】 ・他県での事案を踏まえ、あらためて対策の徹底を周知
8月25日	【登下校時の熱中症対策について】
9月4日	・「ネッククーラー」等の使用を認めるなど柔軟に対応すること等
9月5日	【体育の授業における熱中症対策について】 ・暑さ指数が31以上の場合の体育授業中止、一律に体操服の裾を入れる指導をやめること等

※このほか中学校19校において、熱中症対策等を目的として、学校内に新たに飲料自動販売機を設置。

2. 熱中症による救急搬送事案件数（令和5年9月5日時点）

- ・6件7名（小学校1件1名、中学校4件4名、高等学校1件2名）

〔参考〕令和4年8月末時点

- ・16件23名（小学校5件11名、中学校10件11名、高等学校1件1名）

【参考】熱中症対策ガイドライン（令和5年度版）抜粋

5. 学校園における熱中症事故防止対策

- ◎気象庁や環境省熱中症予防情報サイト上の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。
その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。

《学校園生活において》

- 子供たちの活動については、その内容を充分把握するとともに、一人一人の健康観察を怠らないこと。
- 屋外では、帽子や風通しのよい服装を着用するように呼びかけること。また、日傘の使用や中学校では体操服での登下校など、気候に応じて柔軟に対応すること。
- 水分補給を適時呼びかけたり、強制的な給水タイムを確保したりすること。
・単に水分だけを補給すると、血中の塩分濃度が下がり、熱けいれん発症の可能性もある。原則的には汗と同じ成分を補給することが望ましい。運動前の30～40分前から、薄めたスポーツ飲料や経口補水液などを飲むのがよい。
- 冷房の稼働している部屋での休息なども視野に入れて休息時間を確保すること。
- 体育館・講堂・武道場には、暑さ指数計や温湿度計を常設し、活動前及び活動中に確認すること。
- 運動を行う際には、児童生徒がマスクを外しているか必ず確認し、マスクを外すよう指導を徹底すること。体育授業等の際に、マスクを外すことに抵抗がある児童生徒等については運動を控えさせ、適切な学習課題を与える等の工夫をすること。
- 水泳授業の際には、プールサイドや水中でも熱中症になる恐れがあることから、3人以上の教職員による見守り体制を確立すること。
- 運動場に日陰確保のためのテント設置や水まきを実施すること。
- 熱中症に関する適切な知識を習得し、製氷機、暑さ指数計、温湿度計、体温計、体重計、スポーツ飲料、経口補水液、アイシング用具はすぐに活用できるように常備しておくこと。
- 状況に応じて、校外学習等の行事や水泳・休み時間の遊びを中止すること。
- 当たり前のように実施してきた行事等であっても、地球温暖化の影響等を踏まえ、日程や行程に無理がないかどうか事前に十分に検討を行うとともに、当日の気象条件により少しでも懸念がある場合は、中止もしくは延期の判断を行うこと。

《運動会・体育大会において》

- 運動会・体育大会は、原則として4月から6月まで、もしくは9月21日以降の期間で実施すること。
- 暑さ指数（WBGT）が28以上の場合、運動会・体育大会及び予行については、中断もしくは延期・中止とすること。
- 練習については、できる限り短時間で行うとともに、激しい運動を避けて適宜休憩をとり水分補給を行う等、熱中症対策を徹底した上で行うこと。

《部活動において》

- 「神戸市中・義務教育学校ガイドライン（平成30年5月策定）」、「神戸市立高等学校部活動方針（令和2年6月策定）」に則り活動すること。
- 状況に応じて、活動時間の短縮・時間変更や中止をすること。

《クーラー等の使用について》

- 気温に応じてクーラーを適切に使用すること。（光熱水費予算は確実に措置予定）
- クーラーを使用する場合も、感染症予防の観点から、適切に換気を行うこと。

【換気扇がある場合】

- ・授業中は窓を開けずに換気扇を運転し、休み時間ごとに窓を広く開け、換気を行う。

【換気扇が無い場合】

- ・授業中は可能な限り窓（2方向）の一部を常時開け、さらに、休み時間ごとに窓を広く開け、換気を行う。

- クーラーが整備されていない特別教室については、気温が高い日は使用しないこと。
- ウォーターミストを積極的に使用すること。
- ウォータークーラー（冷水器）は、飲み口に手や口を触れないよう指導した上で、残留塩素濃度が0.1 mg/L以上であることを確認し、使用すること。

【参考】低学年の児童への指導例

- ・出てくる水の頂点で飲みましょう。
- ・できるだけ自分のコップや水筒に入れて飲みましょう。
- ・下のペダルを踏んで水を出すようにしましょう。

《マスクの取り扱いについて》

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 様々な事情により「マスクを外したくない」と思う児童生徒等の心情面に配慮する必要はあるが、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い状況下においては、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること。